

決済通貨等の取扱いについて

輸入注意事項34第3号 (34.1.31)

改正①輸入注意事項34第12号 (34.4.1)	②輸入注意事項34第21号 (34.6.24)
③輸入注意事項34第35号 (34.12.2)	④輸入注意事項34第37号 (34.12.26)
⑤輸入注意事項35第3号 (35.1.12)	⑥輸入注意事項35第31号 (35.7.1)
⑦輸入注意事項36第3号 (36.3.9)	⑧輸入注意事項36第4号 (36.3.9)
⑨輸入注意事項37第7号 (37.2.7)	⑩輸入注意事項37第21号 (37.5.9)
⑪輸入注意事項39第7号 (39.3.31)	⑫輸入注意事項41第3号 (41.3.17)
⑬輸入注意事項42第16号 (42.11.20)	⑭輸入注意事項42第17号 (42.11.21)
⑮輸入注意事項44第20号 (44.8.11)	⑯輸入注意事項44第34号 (44.10.27)
⑰輸入注意事項46第7号 (46.5.11)	⑰輸入注意事項46第28号 (46.12.20)
⑱輸入注意事項46第29号 (46.12.22)	⑲輸入注意事項46第30号 (46.12.23)
⑲輸入注意事項46第34号 (46.12.24)	⑲輸入注意事項47第6号 (47.2.26)
⑲輸入注意事項47第47号 (47.12.27)	⑲輸入注意事項48第6号 (48.2.20)
⑲輸入注意事項48第8号 (48.5.2)	⑲輸入注意事項48第11号 (48.5.25)
⑲輸入注意事項52第36号 (52.9.30)	⑲輸入注意事項56第22号 (56.2.10)
⑲輸入注意事項60第4号 (60.2.1)	⑳輸入注意事項10第18号 (10.3.4)
㉑輸入注意事項12第114号 (12.12.26)	

標記の件については下記のとおり行うこととし、昭和34年1月31日以降輸入承認申請するものから適用します。ただし、昭和34年1月30日以前に外貨資金の割当又は輸入承認を受けた場合には、なお従前の例によります。なお、本件実施に伴い昭和30年12月24日付輸入注意事項30第41号「新指定通貨を決済通貨としての輸入の承認を行う場合の換算率について」(昭和31年6月12日付輸入注意事項31第14号により一部改正)及び昭和29年7月31日付輸入注意事項29第25号「決済通貨について」(昭和29年8月31日付輸入注意事項29第29号により一部改正)は廃止します。

記

- 1 輸入承認証に認められた範囲の貨物の通関の有無の認定は、送状金額とその表示通貨と同一の通貨表示の輸入承認証記載の金額との対比により行う。①②③④
- 2 送状金額の表示通貨と決済に使用する通貨とが異なる場合には、送状金額と決済金額の対比及び輸入承認証に記載された金額と決済金額との対比は決済に使用する通貨建で行う。この場合において送状金額の換算は輸出者と輸入者との間の契約により定められた換算率により行い、輸入承認証に記載された金額の米ドル換算率は、昭和48年6月1日以降当分の間、貿易経済協力局長が別に定める換算率により行う。

- ④ この場合には、輸入承認証の「数量及び単位(金額)」欄の記載を決済に使用する通貨建に変更し、契約により定められた換算率により換算した送状金額表示通貨建の金額をかつて書するものとする。⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪

- 3 輸入貿易管理令別表第1第1号の総価額500万円以下の貨物及び通商産業省告示第540号(輸入貿易管理令別表第1第1号、第3号、第15号、第21号及び第22号の規定に基づき、これらの号に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物を定める等の件)の総価額18万円以下の無償の貨物の総価額については、輸入申請時、決済時又は通関時のいずれか早い時期を基準として米ドル以外の通貨で表示されている場合の米ドルへの換算率は2により定められた換算率によるものとする。^{⑳㉑㉒}
- 4 貿易経済協力局長が別に定める米ドルへの換算率は原則として毎月25日に「経済産業公報」及び「通商弘報」に公表するものとし、この換算率を翌月記載の輸入関係書類に適用するものとする。^{㉓㉔}